

一般財団法人遠野市教育文化振興財団貢献賞規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人遠野市教育文化振興財団（以下、「財団」という）の活動を支援した者及び団体に貢献賞を贈呈することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貢献賞の名称)

第2条 貢献賞の名称は、財団活動貢献賞とする。

(貢献賞の対象)

第3条 貢献賞の対象は、財団に金銭又は物品(金額に換算)を寄附した者及び団体のうち、本規程の施行日以降に寄附金額が変動した者及び団体で、累積金額が20万円の倍数以上の場合とする。

(推薦、選考及び決定)

第4条 貢献賞の推薦、選考及び決定については、一般財団法人遠野市教育文化振興財団顕賞規程(昭和49年9月1日施行)第8条を準用する。

2 この場合において同条第2項中「市民文化賞」とあるのは「財団活動貢献賞」と読み替えるものとする。

(贈呈の時期)

第5条 貢献賞の贈呈は、顕賞式で行うものとする。

(贈呈者)

第6条 貢献賞は、この財団の名において理事長が行うものとする。

(様式)

第7条 貢献賞の様式は別に定める。

(死亡者への贈呈)

第8条 贈呈されるべき者が死亡したときは、貢献賞を遺族に贈呈するものとする。

(功績の公表)

第9条 功績を広報その他により公表するものとする。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。